

公募型プロポーザルの実施（公告）

令和6～8年度長崎県介護生産性向上総合相談センター業務委託について公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務概要

- (1)業務名 令和6～8年度長崎県介護生産性向上総合相談センター業務
- (2)業務内容 公募型プロポーザル募集要領による
- (3)履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1)長崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する法人であること。
- (2)指定する期日までに公募型プロポーザル参加表明書（別紙様式1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

3 プロポーザルに参加することができない者

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3)提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4)業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5)原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6)この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7)参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前6か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8)破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10)長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11)この公告の日から見積執行期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで 11 に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和 6 年 5 月 15 日（水）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/660852.html>

5 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、参加表明書（別紙様式 1）及び関係書類を次により提出すること。

(1)提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(2)提出先 11 に定める機関

(3)提出部数 1 部

(4)提出期間 令和 6 年 4 月 10 日（水）から令和 6 年 4 月 23 日（火）午後 5 時まで（必着）

※持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を審査し、審査結果を令和 6 年 4 月 26 日（金）までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

(1)提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

(2)提出先 11 に定める機関

(3)提出部数 5 部（正 1 部、副 4 部）

(4)提出期間 令和 6 年 4 月 30 日（火）から令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 5 時まで（必着）

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、長崎県介護生産性向上総合相談センター業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9 契約の締結

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

(ア) 3,000万円以上

(イ) 3,000万円未満 1,000万円以上

(ウ) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、100万円を超える金額の契約締結の証明を必要とする。）

11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

(電話) 095-895-2440 (FAX) 095-895-2576

12 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。